

津市国際交流事業補助金応募要項

令和 8 年 4 月
市民部市民交流課

津市国際交流事業補助金とは

近年、ますます国際化する社会に対応し、市民が主体となる国際交流や国際理解活動等をより一層進展させるため、津市では平成 2 年度に津市国際交流推進基金を設立し、平成 4 年度からはその運用益を活用し津市国際交流事業補助金を交付することで、民間で行われる国際交流事業を支援しています。

1 対象となる団体

対象団体は、本市の区域内において国際交流や多文化共生に係る事業を組織的かつ継続的に行う住民本位の団体で、次の条件のいずれかに該当する者で構成される団体とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者

- ・団体の構成員全員が上記の条件に該当する必要はありませんが、なるべく多くの該当者で構成されていることが求められます。
- ・学校への補助のうち、申請者が同一の学校法人等であっても、中学校、高等学校のように学制上の区分がある場合は、それぞれを 1 校として取り扱います。

2 対象となる事業

対象事業は、本市の住民を対象として広く行われる次に掲げる活動その他の事業とします。

- (1) 国際的な文化、スポーツ、教育等に係る交流活動
- (2) 国際的な人的又は物的な交流活動
- (3) 国際的なボランティア活動
- (4) その他、特に必要であると認められる国際交流に係る事業

- ・営利を目的とする活動、政治活動、又は宗教活動として行われるものは対象事業となりません。
- ・対象団体が学校の場合は、申請事業が概ね生徒、保護者の費用で行われるもので、生徒等が任意で参加する事業に限ります。

3 対象となる経費

補助の対象となる経費は以下の通りです。

項目	経費の内容
報償費	外部講師、出演者、通訳者等の招聘に係る謝礼（団体の交際費にあたるもの、コンテスト等の賞金及び賞品は除く。）
旅費	外部講師、出演者、通訳者等の招聘に係る交通費及び宿泊費 青少年等の国際交流事業に係る海外渡航費
食糧費	交流会場で提供される飲食代（事業に直接関係するものに限る。）
需用費	事業に直接関係する図書購入費、消耗品購入費、印刷製本費
役務費	筆耕翻訳料、通信運搬費、傷害保険料等
委託料	バス運行委託料（事業に直接関係するものに限る。）、会場設営委託料、 舞台音響・照明等委託料等
使用料及び 賃借料	会場使用料、その他使用料及び賃借料（団体の経常的な運営に要する ものは除く。）

ただし、以下の費用は補助の対象とはなりません。

項目	経費の内容
旅費	上記以外の全ての交通費
食糧費	上記以外の全ての飲食代
需用費	燃料費、光熱水費
寄付金	他団体及び個人への寄付金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費とみなされるもの（事務所借上料、車両リース料、団体構成員の人件費、備品購入費等） ・記念品（モニュメント等の造形物を含む。）の購入及び製作費用 ・政治的、宗教的性格を帯びる活動と認められるもの ・支払金額を明確に示した証拠書類が提出できないもの

【ご注意】平成29年度より、補助の対象となる経費の取扱いを一部変更しています。

- ・自動車のガソリン代金は、燃料費として区分し、補助の対象から除外します（以前は旅費に区分）。
- ・申請者が直接代金の支払いをしたことが証明できない場合は、補助対象となりません。

4 対象事業の実施期間

対象実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までです。

複数年度をまたいで実施される事業は対象となりません。

また、同一年度内に同一団体が申請できる件数は1件のみです。

5 補助金の額について

補助金の額は以下の条件に基づき算出します。

(1) 補助の対象となる経費の2分の1の額または20万円のいずれか少ない額

(2) 学校への補助は、補助の対象となる経費の2分の1の額または10万円のいずれか少ない額

・ただし、同一事業で他団体から補助金を受ける場合は、その額を補助の対象となる経費から差し引いた金額で計算します。

6 申請書類

以下の書類を津市市民交流課まで提出してください。

- ・津市国際交流事業補助金交付申請書
- ・団体の規約または会則等
- ・団体構成員の住所及び氏名が記されたもの
- ・申請事業の実施要領
- ・これまで実施した事業の実績（団体の活動実績）がわかるもの

団体構成員の住所及び氏名が記されたもの（名簿等）を含め、提出いただいた書類は申請内容を審査する目的以外には使用せず、また外部に知らせることもありません。

これまでの実績については、内容がよくわかるように写真を添付してください。新聞等に掲載されたものについては、その写しでも可とします。

7 申請事業の審査について

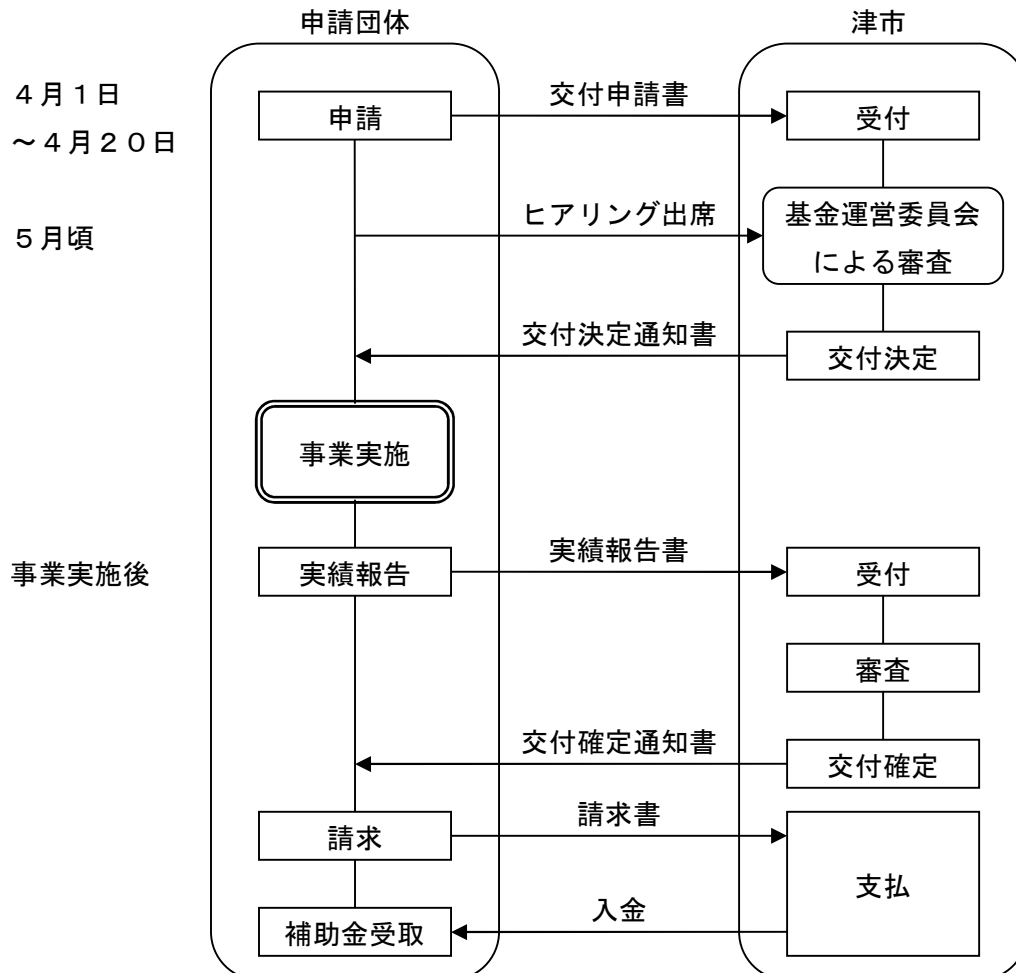
交付決定及び補助金額の決定は、津市国際交流推進基金運営委員会の審査により行います。審査は、提出された書類による審査と、委員会開催当日に各団体からのヒアリングによる審査で行います。

ヒアリングによる審査は、1団体あたり10分間（各団体5分間のプレゼンテーションと5分間の質疑応答）とします。原則として、各申請団体の代表者に出席していただきますが、都合により出席できない場合は、団体内で説明等を代理できる方の出席をお願いします。

採択事業の申請額が補助金予算額を超過した場合は、補助金額を調整しますので、

希望額を満たさない場合があります。また、審査の結果により、交付されないことがあります。

8 補助金申請から交付までの流れ



9 実績報告について

補助金の交付が決定した事業の完了後は、速やかに実績報告を行ってください。実績報告書の内容を審査した後、交付確定を行います。

提出書類

- ・津市国際交流事業補助金実績報告書
- ・事業内容が分かる写真（印刷物がある場合は製作物も）
- ・事業実施に要した経費の領収書

やむを得ない事情により領収書等を添付できない場合は、支払証明書を作成してください（ただし、領収書のないものについては補助金の充当対象経費とすることができません。）。

10 こんな時は・・・

・当初の計画から変更になった

やむを得ない事情により、事業計画の内容を変更・中止しなければならない場合、また経費の内容等に変更があった場合は、その事実の判明後速やかに事業計画変更承認申請書を提出してください。提出された書類に基づき、交付内容の変更決定を行います。

・事業実施の前に補助金が必要

事業を実施するために補助金の前払いを受けたい場合は、補助金の交付決定後に概算払申請書を提出することで、事前に補助金の一部または全部を受け取ることができます。実績報告後に交付金額が確定した結果、補助金が余った場合は市に返還します。

・印刷物を作成する場合

補助金の交付決定を受けた事業の出版物及びチラシ、ポスター、パンフレット等を作成する場合は、製作物に「津市国際交流推進基金活用事業」であることを明記してください。

お問合せ先

津市市民部市民交流課 国際・国内交流担当

電 話 059-229-3102

FAX 059-227-8070